

行政からの避難情報 違いをご存知ですか？

～避難情報は「3種類」です！～

市町村から避難勧告等が発令されたときの行動

避難(命を守るための行動)とは

**立ち退き避難
(水平避難)**

避難場所、親戚・友人宅、近隣の高い建物などの安全な場所へ移動すること。

**屋内安全確保
(垂直避難)**

屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動すること。

情報種別	発令されたときの行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要性について考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ◆ 高齢者、障害者、妊婦、幼児等の配慮が必要な者は立ち退き避難を開始する。 
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 立ち退き避難をする。 
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 立ち退き避難をしそびれた者に避難を促す。 ◆ 土砂災害の危険箇所にお住まいの方は屋内安全確保をする。 

※夜間や豪雨などで屋外での移動が困難な場合は、2階以上や崖から離れた場所など、少しでも安全な場所へ移動してください。

台風が接近しそう！ その時どうする？ 早め早めの備えをお願いします！

台風の接近にあたっての住民の皆さんへのお願い

1 家の周りの点検

家の周りを点検し、飛ばされそうな物を整理してください。ただし、強風の中での作業は控えてください。



2 危険な場所や避難場所・避難路の確認

土砂災害や洪水などの危険な場所や、いざという時の避難場所・避難路を確認してください。



3 非常持出品の準備

避難の際に必要な持出品を用意し、すぐに取り出せる場所に保管してください。



4 不要不急の外出の自粛

雨や風が強い中での不要不急な外出は控えるとともに、川や用水路、海岸などの危険な場所には近づかないようにしてください。



5 情報の収集

テレビやラジオ、インターネットなどの**気象情報**や市町村からの**避難情報**等に十分に注意してください。



6 早めの避難

少しでも危険を感じたら避難情報が出ていなくても、**早めに避難**しましょう。

